

# 従属労働の内容と法的構成(1)

## 労働法意識序説(第三部)

宇田 昭 郎

(高知大学教育学部・法律学研究室)

### 序

雇傭は労働力の売買の法形式であり、この雇傭の法形式を通じて労働力が資本家によつて買われた上において、労働者の所有物たる労働力が雇傭債務の履行として労働を発現するが、この労働力(=労働者)の労働過程にあつては、労働力(=労働者)は個の獨立を否定せられ、単一体の一分肢一組織的分子(人格的分子を包蔵する)としてあらわれることは前稿(教育学部研究報告第5号)に見たところである。然しながらそれはそこに意識せられる労働の従属性についての、いわば端緒的抽象的な法的理解の仕方を主張したのにすぎないものであつた。然らばこの労働の従属性のより突込んだ内容と法的構成はどのように規定され、よつてそこから労働法意識がどのように形成さるべきか。これに関する少々詳細な考察が本稿及び次稿における主題である。—我々はここで先づ、これまでは何れかといえば略されていたところの、資本制市民社会における労働者の地位に関するより法的な思惟を基調とする簡単な一般論から筆をおこし、次いで、従つてそこから必然的な前提条件とされる雇傭と、その実践としての労働過程の法的性質に論及することから進むであろう。

そもそも労働者は労働力の所有においては抽象的人格者、—換言すれば労働力の所有にあつては労働者は「抽象的な私のもの」なのである。<sup>(1)</sup> 蓋し生産の要因たる生産手段(労働の物質的条件=資本)と労働力の所有の分離された資本制社会においては、無産者としての労働者にとりて唯一の生活手段としての労働力は、労働者が手をふれることを許されないとする資本との結合によつてのみ労働を発現しえ、それによつて初めて具体性のものたりうる。もとより自由主義的個人主義的市民法の支配する資本制社会の下では、資本の所有権は労働者雇傭の義務づけをうけることはないのに対応し、労働者また資本による被雇傭の義務づけをうけることはなく、お互いに資本と労働は自由たるべきである。にも拘わらず、労働者は右の意味で「生きんがため」に労働力を売らねばならない。換言すれば生産手段の私所有者たる資本家に貨幣(賃金)と交換に買われるのでなければ、労働力所有者=労働者たりえず、人格の主体・生活の主体たるの実を發揮しえない。つまり労働力の販売・労働において労働者は存在するわけなのである。(即ち労働者=賃金労働者なのであり、故にまた労働[力]はそれの所有者、即ち賃金労働者が資本家に賣る一つの商品なのである。これ即ち資本制生産の全体系の基礎なのである。)<sup>(2)</sup> よし契約形式からすれば、労働者は、資本家が自己の都合に適する限り労働者の解雇の自由をもつと同様に、労働過程からの労働力の自由意思による引上げ即ち退職の自由をもつとはいへ、彼は「彼の生存をあきらめることなくしては、買手の全階級、即ち資本家階級と、縁を切ることは出来ない。」のであつて、彼は特定のブルジョアにではなく「ブルジョア階級に属し」ているのであり、「その場合彼の問題は、誰かに身を売りつけること、即ちこのブルジョア階級の内に一人の買手を見出すこと」なるべく、<sup>(3)</sup> 且つその状態をば維持することであらねばならない。—このように現制度の下では、労働者は労働力をば資本家に売る—商品として—より外はない。してみればこのことは換言すれば、法的には労働が行われる前、即ち前稿にいつた如く資本の再生産運動の過程に入る前に雇傭(契約)の締結がなされねばならず、資本家側よりすれば労働過程(社会的労働過程)の行われる前に同一の資本家による多数労働者との間における雇傭の締結がなされていねばならぬことを意味する。<sup>(4)</sup> かくて雇傭の締結がなされた上労働過程が始まるが、この労働過程の法的性質乃至そこにおける労働者の地位如何に関する、前稿において示された事柄のより本質的な法

的分析はどのようになされるのか、以下漸次に論じて見よう。

本稿以前の論述からも理解される如く、いうまでもなく、「労働者は、自分の労働力の販売者として資本家と取引する限りでは自分の労働力の所有者であつて、彼は自分の所有するものを、自分の個人的・個別的な労働力を販売しうるにすぎなく、労働者は個人としても集団としても他の労働者の労働力の所有あるいは支配をもたず、従つてその販売をなしうるものではないのであり、而して「この関係は、資本家が一個の労働力ではなくて百個の労働力を買うこと、あるいは、一人の労働者とではなくて百人の互いに獨立せる労働者と契約を結ぶことによつては、決して変更されない。」ものであつて、この場合「獨立の諸人格<sup>(5)</sup>としては、労働者たちは、同じ資本と關係するが、相互には關係しない個々別々の人」なのである。即ちここでは我々にとつては二つの事柄、即ち同一資本家との間に多数の契約（雇傭）の締結がなされても労働者たちは互に關係することのない、個々別々の「人」であることと、従つて各々獨立の諸人格者としては労働力の排他的なる所有者たることに留意さるべく、これ即ち抽象的個人主義的市民法＝雇傭の立前なることは既に我々の常識となつた筈である。然るときこの法の立前はそのままに資本制生産過程に貫かれるであろうか——そもそも商品生産社会においては人間は相互に獨立して、私的労働を営むのであり、万人は獨立の個々バラバラの人、従つてそこには直接的な社会性は存しない。然るに彼等がその生産物の交換によつて、即ち物と物との關係を媒介として彼等の私的労働は社会的総労働の諸環であり、彼等は労働において、個人が社会に規定される成員であるの意味において社会的關係に立つ——いうまでもなくそれは直接にあるのでなくて、かくされた・本質的な關係であることが現象する。

このように商品生産社会における労働の社会性は直接にあるものとしてではなく、目に見えない・本質的な關係における、いわゆる「媒介せられた」社会性なのである。<sup>(6)</sup>ところで、これに反して社会的労働過程なるものにおいては、前稿において述べたように、多数労働者の労働そのものにおける共同として各労働力は有機的全体として統一されねばならず、従つて労働者は労働力の担い手として、個の獨立を否定せられ、有機的全体の中に直接に編入せられた一成員（即ち、組織的分子）としてあるのであつて見れば、多数労働者は雇傭契約の履行として、同一の社会的労働過程において共同労働に従事することから労働そのものにおいて直接に社会的關係<sup>(7)</sup>に立つことが現象することを知らしめるのである。（このように人格＝商品生産者の關係と、労働そのものにおける共同と統一の關係とは明確に對立することが理解されるが、この兩關係の關係、そしてその關係の雇傭との關係については後に考察する。）かように市民法形式的には孤立的労働もそこでは價值關係としては、直接に社会的な關係におかれるとされるならば、明らかにこのことは前示市民法の第一の形式に矛盾する事態である。さらば前示の法の第二の形式はそこでは如何なる現實的内容を示すのか、労働力の「直接に社会的な關係」の法的構成、従つて労働力組織＝社会的労働過程の法的性質が次の問題となる。

## 二

労働者はその所有する労働力を売ることによつて「彼は其の労働力の消費方を資本家に引渡す」<sup>(8)</sup>ことを結果する。然しこの場合前稿にも論じたことながら（教育部研究報告第5号所載拙稿6P参照）、再び別言すれば、それは労働者は自分の労働力の「一時的使用を資本家に委ねる」こと、換言すれば労働力そのもの、その基本的な使用價值（＝身体そのもの）ではなく、労働力をば既定の賃金（時間拂、または出來高拂等）に対して資本家の自由に任せること（時間的・内容的に限定された労働力の使用價值を賣ること）<sup>(9)</sup>を意味することがあくまで注意されねばならぬ。かくてつまり、労働力の売買關係に出あう立場においては、平等な法的人格者も、より本質的な法的關係一目に見えない社会關係（價值關係）としては「資本家のもの」としての労働力としてあるといひるのである。資本家の「私のもの」としての労働力の使用價值（制限された）がある關係—このような關係についてはマル

クスの次の論定がそのまゝ妥当する。「労働過程においては、彼等はすでに自分自身のものではなくなつてゐる。労働過程に入ると共に、彼等は資本に合体されている。諸協業者としては、一の活動的有機体の諸肢体としては、彼等自身は資本の特殊な一実存様式たるにすぎない」<sup>(10)</sup>。組織的分子としての労働力は、実はより本質的には資本家のもの、マルクスの場合には資本の一実存様式たる意味しかもちえないことが明らかになる。このような意味において労働力所有者＝労働者の立場からは、雇傭契約の自由なる意思による履行としての・直接的には彼の意思を通じての労働過程（労働者の「自己関係」）も、資本家の立場からすれば、資本家が「私のもの」となつた労働力を消費する過程、換言すれば彼によつて購買された商品たる労働力の消費過程—「資本家が購買した諸物の間の、彼に属する諸物の間の、一過程」<sup>(11)</sup>—としてあらわれるのである。再現すれば直接的にはあくまで労働者の自由な契約の履行でありながら、本質的な社会関係としては、労働者の意思を通じての履行が資本家のものとなつた労働力の資本家の意思による使用に外ならない。総じていえば要するに、労働力使用（使用価値の実現）は、社会関係としては資本家において、「私の意思で自由にできる領域」—資本家（＝資本）のいわゆる「自己関係」としてあることが理解されるであらう。

しかも企業組織体をば統一運営するところの「権力の主体たりうる者は企業が資本主義的な形式を有する場合においては唯企業家（＝資本家—筆者）だけ」<sup>(13)</sup>（ギールケ）なのであつて、生産体への労働力組織づけの作用はこの資本家権力に根源する。かくてこの場合注意さるべきは、共同と統一の関係としての直接に社会的な関係に立つとされる諸労働力の同一の社会的労働過程は、資本家の購買した、彼に属する諸物の彼による結合使用の関係と同様、労働が資本家のものとなつた（制限的範囲での）ところの労働力の資本家による使用である以上、現実の資本家の意思—指揮—を通じてのみ行われるが故に、それは諸労働力の同一資本家の指揮の下に結合されたる使用過程たるにすぎない。<sup>(14)</sup> ことにおいて労働過程は、それが前示のように資本家による労働力の消費過程として行われるとき、労働者は、彼の労働の帰属者たる資本家の統制のもとで労働する。」という独自の現象（その一）を呈するのである。<sup>(15)</sup> 一労働過程一般の法的性質乃至そこにおける労働力＝労働者の地位は凡そ右のような分析を可能にする次第である。かくして我々は次のような結論に到達しうであらう。即ち、一契約（雇傭）の履行として社会的労働過程に入つてからの諸労働者のおかれる、直接に社会的な関係は、法直接的には人格としての労働力が今や資本家の「私のもの」としての・資本の一実存様式としての・諸労働力の関係—資本に属する諸物の間の関係としてあるといふべく、換言すればその意味で、それは人格としての労働者即ち独立の個々別々の「人」相互の関係—労働者相互の法的関係にあらずして、むしろ、人と人との物象的な諸関係として現象する<sup>(16)</sup> ことを知らねばならない。要するに社会関係においては、諸人間労働力の関係も資本家に属する諸物の間の関係—物的関係<sup>(17)</sup>—としてあらわれることが注目されねばならない（而してこのことの認識は後述の剰余労働の法的構成に関する考察につき重要な前提概念とされねばならぬ）。これ即ち社会的労働過程においておかれる労働者の実存形態であり、従つてまた同時に労働そのものにおける労働者と資本家との間の関係を示すものなのである。かかる、社会的労働過程にあらわれる労働力の事実的転化は、資本に属する以前には展開されざる労働が、資本のもとに屈従することによつて資本に従属せしめられたときその労働—「協業労働」に対する資本の機能の結果として現象するものに外ならない（註(15)参照）。これによつて見れば本段の出発点としてかけられた、前示の市民法的立前は、より本質的な社会関係（価値関係）においては裏切られた形態において現象することの端初的な理解がなせられるであらうが（本質的な理解は剰余労働の箇所においてなされるべきである）、然し以上示された法形式に矛盾なる事態については尙も少しの考察を続けねばならない。

## 三

資本構成部分に編入せられた諸労働力、従つて労働力組織—労働過程とは実は前述のように資本に属し、諸資本の間の一過程として資本家によつて把握され、資本家の自由による労働力の消費過程としてあらわれることは、即ち労働力使用は資本家の物的支配領域内に属することを示す（直接的な物的支配でなく、目に見えない社会関係—価値関係—としてのそれなることは、客体が「物」でなく、「労働力」なるが故である）ものに外ならない。従つてこの意味で、かくて今や、労働力の販売により、労働者は法直的には人格として扱われながら、「彼が資本家の作業場に遣入つた瞬間から、労働力の使用価値が、かくして労働力の使用たる労働が、資本家に属したのである」<sup>(18)</sup>。然しながらこれらのことは市民法形式に即しては全く是認されることではあるまい。蓋し人格・所有・契約の原理の支配する限り、労働取引（流通過程）にありてはもとより、労働過程にあつても労働者は労働力の全き所有者として労働力使用の所有者たる（と共にその価値の所有者たる）べき筈のものであり、また「所有は私が自己の意志をそのうちに置く限りに於てのみ、私のものである」<sup>(19)</sup>ものなのである。これをより具体的にいへば、市民法上労働者が「<労働力の一筆者>法律上の所有者であるのは」「彼が自由な意志であるためである。」<sup>(20-1)</sup>し、就中「(或る)もの<労働力一筆者>が私のものであると云ふところの、私の内的意志活動はまた他者に対して認められ得るものにならねばならぬ。」<sup>(20-2)</sup>と共に、「<労働力の一筆者>使用が私の権限内にあるとき、私は物<労働力一筆者>の所有者」<sup>(20-3)</sup>たるべきことは今更こと新しくいうを要しまい。にも拘わらず、法の定立するこれらの当然の理は労働過程においては前述のような意味において労働者にとつては明らかに否定的現実的内容となつて反映する。労働過程にあつては法の定言はすべてこのように否定されであらざるをえない。すれば即ちここにおいては、自由は單なる抽象的な法的可能性の定立にすぎざることを意識せしめる。端的にはこのことはとりもなおさず、労働者は労働力の売却を行うことによつて、その使用価値の所有者たることを止めたことを意味する。しかるが故にまた明らかにこのことは労働の主体性の喪失であり、これ既に畢竟労働の自由の売却—自由なる意志による自由の売却—ということの端初的な表白に外ならぬといふのであろう（但しここにク自由の賣却々といふも、まだこの段階では抽象的な理解のものなることは後に明らかにされるであろう）。労働力所有者—労働者による直接的な労働過程が、ここでは“自由”を買つた資本家の私の自由の領域としての労働過程—彼による労働力の使用（消費）過程として、彼の意志命令・統制の下に労働者をして労働せしめる（即ち既述のように価値の生産においては多数労働者は同じ資本の指揮の下で結合して生産する）。人格主体が資本家の意志の客体としてある関係—かかる生産における隷属的地位—（法的従属—然しながら、かかる指揮・服従の関係が我々のいう「従属性」の眞の意味、換言すれば本質的な関係として把握しえざることは後になされる分析をまたねばならぬ）—は全労働者のおかれる共通性としてとらえられうる限り、その故にそこに既に一つの特異な歴史的階級の構成がおこなわれるともいいうるが、その根源こそは実は労働力を売つたこと（つまり生産手段と労働力の分離の事実）に外ならぬことはいふをまたぬであろう。

労働力の使用は右に述べたように資本家の自己関係—物的支配領域—としてある。然りとすればところで労働力は生きた労働者身体の中のみ実存し、それから不分離のものなるが故に、法原理的には如何なる所有者、土地にも隷属することなき労働者は、彼の生活の中—一定の時間、それをかう人に属するといふ。従つてこの意味において、ここに「彼自身が—の商品ではあるが彼の労働〔力〕は彼の商品ではない」<sup>(21)</sup>奴隷、即ち「自分をその労働力ごと、すつかり彼の主人に売り付けてしまう」<sup>(21)</sup>奴隷と異り、商品としての労働力の所有者たる労働者—自由労働者が「自分自身を売る」の事態が價值的に現象することを否認しえぬであろう。然しながら前示のように、もとより雇傭契約は量的に制限された範囲における労働力の「売り込み」契約であつて見れば、無制限なるその販売（使用の譲渡）は労働者—人格者が奴隷になるものとして市民法自体の許容せざるころ

に属するが、ともあれ右のような形態において市民法範疇たる、人格の自由・平等・独立の形式とは背理する形態において、新たなる意味における労働者の人格的従属が労働過程において本質的な社会関係として現象するといわねばならない。即ちそこに自由・平等・独立の人格者＝労働者の不自由・不平等なる社会関係の生起することを知る。労働過程は正にかかる意味において不自由・不平等なる社会関係—階級的な部分社会—の物的現象形態たるところに自己をあらわにするものである。—組織的分子なる点において意識せられる端緒的な労働の従属性乃至社会的労働過程の法的性質に係る、より本質的な法的分析は概ね以上のようになされる。

#### 四

さて右に見たような、労働過程においてとらえられる労働の従属性は、先ず機械への労働の従属において我々に可視的・感覺的に意識せられるであろう。

機械生産の支配的な資本制社会にあつては、機械は、それが労働者の手工的熟練の意義の減少、熟練労働者の「我儘」<sup>(22)</sup>の抑制、婦人年少労働者(特に児童)の低賃金雇傭による労働者一般の賃金低下、さては労働強化、機械による多数労働力の「代補」に基く失業者大軍の造出(『機械はたえず大人を工場から投げ出す』)<sup>(23)</sup>等々の動因をなし、かくして労働者の隷属状態の強化、生活条件の悪化条件となり、やがて機械による労働者の搾取が行われるのである。これらの事柄は歴史的事実がこれを突証するところとしてここでは詳説をさけてよいであろうが、マルクスはこの辺の事柄につき一般的に次のように論定する。「機械としては、労働手段はただちに労働者そのものの競争者となる。機械による資本の自己増殖は、機械によつて生存条件を破壊される労働者数に正比例する。……機械が徐々に一生産部面を捉える場合には、機械は、それと競争する労働者層における慢性的窮乏を生み出す。この推移が急激な場合には、機械の作用は大量的で急性的である」<sup>(25)</sup>。然るところまたマルクスの言を借りれば、「資本家は、彼が大格化された資本たるかぎりでのみ、一歴史的価値と、…歴史的実存権とを有するのである。……価値増殖の狂信者として、彼は、願慮するところなく人類を強制して生産のための生産を行わしめ、かくして社会的生産諸力の発展を行わしめ、また、……物質的生産諸条件の創造を行わしめる。資本の人格化としてのみ資本家は尊敬すべきものである。かかるものとしては、彼は貨幣貯蔵者と同様に絶対的な致富衝動を有する。だが、貨幣貯蔵者の場合に個人的狂望とし現はれるものが、資本家の場合には、そこでは彼が一個の動輪にすぎぬところの社会的機構の作用である」<sup>(26)</sup>。かかる資本家＝資本の社会的機構の致富本能の点と共に、彼(マルクス)が右の論定に更につづける、資本制の生産力の発展における自由競争の役割に関する次の言は我々の今の場合一層重要な意義をもつ。「さらに資本制生産の発展は、一個の産業的企業に投下される資本の絶えざる増加を必然たらしめ、そして競争は各個の資本家に対し資本制生産様式の内在的諸法則を外的な強制法則として押しつける。競争は彼を強制して、彼の資本を維持するために絶えずそれを増大させるのであるが、彼はただ累進的蓄積によつてのみそれを増大することができるのである」<sup>(27)</sup>。資本制生産における擴張再生産—資本の蓄積の必然性はここに理解されるが、ともあれかくて資本制の自由競争に耐え且つ打ち勝たんがため、技術の改良・生産の擴張は社会的機構の必然的要請でなければならない。即ち別言すれば「社会的な生産アナーキーを推進力として、大工業の機械の無限の改良可能性は、個々の資本家にとつて、没落を免れるためには彼の機械をますます改良せよ、という強制命令に轉化する」(エンゲルス)<sup>(28)</sup>次第である。このようにして生産力の発展はここでは先ず機械の改良の中に発現されるが(しかもこの発展において資本家と労働者の間、並びに資本家の手にある技術と労働者の間のアンタゴニズムも擴張的に再生産される)<sup>(29)</sup>この機械の改良こそは更に労働者階級の隷属状態をば一層強化する条件とならねばならない。ここでは機械こそは労働者階級にとつてともに天をいどかさる敵として、端初の労働者運動の第一目標が「機械破壊」に向けられた<sup>(30)</sup>所以のものもこの辺の事柄に徴し首肯される。—資本制経済的歴史的な一般の形況にみる機械の労働者に與える影響の一端は凡そ以上のようなのである。

さもあれ、然らば資本制の生産過程そのものの分析的視点において、機械と人間労働力との関係は如何に規定されるか。我々はここでもまた「資本論」から有力なる教示をうけとらねばならぬ。曰く、「工場においては労働者が機械に奉仕する」<sup>(31-1)</sup>、また「労働手段の画一的な運動への労働者の技術的隷属」(そして「この規律は発達して完全な工場体制とな」る。)<sup>(31-2)</sup>さてはまた「ある部分道具を操縦する生涯的専門が、ある部分機械に仕える生涯的専門となる。……工場全体への・かくして資本家への・労働者のたよりない依存が完成される」<sup>(31-3)</sup>、更にはまた「工場においては、死せる一機構が労働者たちから獨立して実存するのであり、労働者たちは生ける附屬物としてこの機構に合体され

る。」<sup>(31-4)</sup> これらの文言は人間労働力の機械に対する従属様相の端的且つこく明なる表現なのであるが、就中「労働手段は、それが一の自動装置に転化することにより、労働過程そのものの間、労働者に対し資本家として・生ける労働力を支配し且つ吸収するところの死せる労働力として・対応する。」<sup>(32)</sup>との指摘は、労働過程に現象する、労働力のいわゆる工場の体驅たる「機械体系」＝「機械の自動体系」(マルクス)<sup>(33)</sup>への従属形態に関するいとも適切な表現たるを失わない。生ける人間労働力が死せる機械への従属をば迫られるという、主客転倒の事態にこそ正に自由な意志に基く不自由労働の根基があり、かくて労働は労働者にとりて苦痛、そしてまた多くの災害発生となる所以が存する。そしてかかる機械体系への労働の従属性は競争の激甚に呼應する生産力の発展—機械の不断の改良—資本構成の有機的高度化—に比例して益々濃化する次第である。一かように見るとき、ここでは次の事柄が特段の注意をひかねばならない。即ち(一)機械体系への従属は、單に労働力が資本の一分子—物的生産手段と同一系列におかれるというにあらず、「死せる労働力」の生ける労働力に対する支配—自動体系の人間支配が、実は機械—生産手段の私所有者たる資本家の機械による支配をば意味するところに、その従属の本質が横たわる。<sup>(34)</sup>資本家の意志の支配従つて資本の支配—物の支配が直接的な形において機械の支配としてあらわれる。げにもマルクスはいう。「(ただに労働過程であるばかりでなく同時に資本の増殖過程たる限りでの、)すべての資本制生産にとつては、労働者が労働条件を使用するのではなくて逆に労働条件が労働者を使用するのだといふことが共通しているが、しかしこの顛倒は、機械を俟つて初めて技術的・感覺的な現実性を受けとる。」<sup>(35)</sup>物が主体に人(労働者)が客体になる、—法的従属の感覺的な現実性、技術的・實在的従属がここにある。(この主客顛倒の形態が雇傭の本質の現実化なのであるが、これについては後に分析されるであろう。) (二)而してこのことがいうまでもなく、近代的工場制度従つて資本制社会における労働の基本的特徴を成すものとして往時の奴隷乃至農奴労働に見る隷属との最大の識別でもある。「組織づけられた労働」とは、このように機械体系への組織づけ—従属—として法的従属の可視的形態をとるものであり、従つてその故にそこに自由労働者の新規なる人格的従属の可視的形態が横たわるというる。このようにして現実的労働過程が資本のもとに屈従することの可視的な感覺的技術的形態がそこに見られ、しかもかかる形態こそ資本制生産過程の獨自な一現象形態(実は可視的)に外ならない。

##### 五 (本稿の結語)

ここにおいて我々は一應これまでの論旨の要約をなして次稿への連結に便ならしめよう。一既に見たように、我々は契約締結(流通過程)において既に労働者の経済的不平等からくる従属性を経験したが、この関係は封建的身分的隷属からの解放をうけたる<特殊なる商品>労働力所有者であるがための労働者の従属であり、従つてその意味で労働力の商品化されることなき奴隷労働における身分的従属性とは異質の従属性—自由人の従属性—を示すものに外ならなかつた。然しながらその意味での従属性は、それはただ目に見えない・本質的なものの第一義的な可視的形態たるにすぎないものとしては、いわゆる「従属性」の法的意味としてとらえるわけにはいかない。次の段階即ち契約(雇傭)の履行としての労働過程における従属性は、労働力が「組織的分子」となつて転化し、しかもそれは「資本の一実存様式」となつてあらわれ、従つてその使用價值—労働が資本家に属したという、資本の「自己関係」という関係において現象するところのものとして觀念したのである。つまりそれは労働者が自分自身による直接的労働の全き使用者・所有者たることを止めた事態でなければならなかつた。して見れば、別言すれば労働者はその労働(労働過程)において労働が資本のもとに屈従することによつて資本に従属せしめられるというべく、しかも実はそれが資本制的市民社会における労働者の実存なのであり、従つてそれ故にまた、それは正に資本制的必然なのである。これを要するに労働の従属性は、それが社会的労働過程における可視的形態としての労働力の「組織的分子」が、內的價値的には資本家のもと—資本の自己関係、資本の一実存形態として横たわる

く而してそれは機械への從属—資本家の機械による支配—において可視的形態をとる」という、歴史的特殊的な性質を内包する地位として規定されうる。「從属労働」の法的意味はこれでなければならない。

これまでの論述の要旨がこのように約されるならば、ここで我々は尙左の事柄を附言することが適切であろう。右に示された労働の從属的地位（一言にしていえば新規なる人格的從属—労働力の資本家による物的支配—資本家の自己関係）はいわすもがな抽象的な自由・平等・獨立をば基本とする個人主義的自由主義的近代法そのものには外的関係なのであり、同時に躊躇なくその矛盾と虚偽性の表白として断ぜられうる。而してかかる事態の現象する組織的労働過程は個別的流通過程—契約締結—の背後に隠蔽されてあり、社会的労働過程に現象する労働の從属性そのものは抽象的孤立的契約自由のうち埋没してあると云う（この後段の論定については尙從属性と雇傭従つて市民法との本質的關係の問題に包含されるものとしてやはり後に分析さるべきところでもある）。自由主義的個人主義的市民法の抽象性・一面性、従つてその生ける現実、「在る」人間からの垂離云々の主張は、先づかかる論点（本質的にはこのことと次稿に解明される「剰余労働」の法的構成理論との統一）に依據して始めてなされうるものである。

(第三部完)

(昭和29年10月30日受理)

〔註〕

- (1) 『労働能力は……もしそれが買れないならば、無である』（シスモンデイ、資本論第一卷第四章第三節・長谷部文雄氏訳・日本評論社版468P.）、傍点は原文、一用語は訳文のまま。尙以下の引用文において用語はすべて原著（訳）のままを用いたことを断つておく。
  - (2) 資本論第一卷第十三章第五節、前掲1001P.参照。
  - (3) マルクス・賃銀労働と資本、平凡社版昭和三年六月十日発行、堺利彦氏訳、社会思想全集第六卷654P.による、傍点は原註。尙マルクスはまた次のようにいう。『今日の社会に於いては、労働機関は資本家階級の独占である。其の結果として生じた、労働階級の從属が、有らゆる形式に於ける貧困と屈従との原因である。』（マルクス・ゴータ綱領批判、堺氏訳、前掲全集512P.）
  - (4) この点からするならば、資本の利害と労働者の利害とは同一と云う。蓋し、多数労働者の雇傭—社会的労働過程はいうまでもなく資本の蓄積を物質的条件として要求するが、生産資本の蓄積の増大によつて資本家は多数労働者を必要し、労働力また高く買われるからである（この点資本論第一卷第二十三章、特に第一節、前掲1365P.以下参照）。然しこの勞使間の利害の同一は、雇傭という同一關係をなすことを意味するにすぎず、「同一關係は同時に兩者の対立關係」に外ならぬ意味において、資本と賃労働の關係は、歴史的資本主義的生産關係の、特殊な形態なる（日本評論新社版、法学理論籍110、三宅正男氏・就業規則77P）ことは漸次以下の論述によつて明らかになるが、尙この点は次稿の労働過程の歴史性の分析も参照。
  - (5) 資本論第一卷第十一章、前掲803~4Pによる、傍点は原文。
  - (6) 「商品を生産する労働の独自の・社会的な性格」がこれである、資本論第一卷第一章第四節、前掲254~5Pによる、尙「」の部分は三宅氏前掲書74Pより借用。
  - (7) 三宅氏前掲書77P参照。
  - (8) マルクス・價值と價格と利潤、堺氏訳、前掲全集617P.
  - (9) 前註同書、前掲全集597P及び前掲賃銀労働と資本、前掲全集642P参照、「」内の傍点は原文。「労働者が買ったのは労働その者でなく、労働力なのである。」（前掲、價值と價格と利潤、全集全集597P.）。蓋し、労働の全体—労働力の発現の全体は労働力そのものなるが故に、労働が内容的・時間的に限定された限りにおいてのみ、兩者の區別は存在するからである。尙、マルクスの見解と同様、ヘーゲルもまた、雇傭をもつて労働力の使用の譲渡と見ていることは次の文章からうかがわれる。「私の特殊の、身体的及び精神的技倆及び活動の能力に関して、これらの個々の産物及び時間を限つての使用を私は他人に委譲し得る、何故なれば、これらはこの制限よりして私の總体的性及び普遍性に対する外的關係を含むからである。」（法の哲学・六七節、岩波書店版、岡田隆平・連水敏二氏訳・ヘーゲル全集第九卷109P.傍点は原文）。また物とその使用の關係についてヘーゲルは、「單に部分的若しくは一時的の使用、……は物そのものの所有と區別される。」ともいつている（同書・六二節、前掲書100P、傍点は原文、尙六一節、六六節も参照）。
- 尙この点からして自由労働者と奴隷との區別につき、マルクスは「若し無期限に幾らでも労働力を賣る事が

許されるなら、奴隷制度が直ぐに復活する事になる。若しそうした労働力の賈却が一生涯に亘るとしたら、其人は全く其の雇主の生涯の奴隷となるわけである。」(価値と価格と利潤、前掲全集598P)、ヘーゲルも前掲六七節の文章につづけて「私の労働に要する全具体的時間及び私の生産物の総体を委譲するとせんか、私は自分の生産物の実体的なもの、私の普遍的活動及び現実性、私の人格を他人の所有とすることになる。……

補遺。ここに分析された区別は、奴隷と今日の召使、或は日傭との区別である。アテナイの奴隷は恐らく今日の雇人に比して一般に軽い仕事を興えられ、また一層精神的な業務に携つた、併しそれにも拘らず奴隷たるを免れなかつた、といふのはその活動の全範囲が主人に委ねられていたからである。」(前掲書109P)といっている。

- (10) 資本論第一巻第十一章、前掲804P、傍点は筆者、尙マルクスは同巻の別の箇所では、資本制生産の段階に應じて「資本の生産的実在様式」、「投下資本価値の実存様式」、「生産資本の人的実存形態」なる表現を用いる(第二巻第一章第二節、前掲75P・76P)。要は平易にいえば、「労働力はその販賣によつて諸生産手段と結合されるや否や、労働力は諸生産手段と同様に、その購買者の生産資本の一構成部分をなすのである。」(右註同章第一節、前掲64P)ごとく理解さるべく、このことは、労働力が「資本家の私のもので」となるが、資本制生産様式の必然性として資本家は「人格化された資本」なる(資本論第一巻第二十二章第三節、前掲1321P)ことをもつてしても自ら表明するであらう。
- (11) 資本論第一巻第五章第一節、前掲494P、「」の部分の傍点は原文、尙註(6)参照。
- (12) 三宅氏・前掲書112Pより借用。
- (13) 前掲法學理論篇76、浅井清信氏・雇傭53Pより引用。
- (14) 「本源的には、労働に対する資本の指揮は、労働者が自分のためではなくて資本家のために従つてきた資本家のもつて労働するといふことの形式的な結果としてのみ現われた。多数の賃労働者の協業が発展するにつれて、資本の指揮は、労働過程そのものの遂行のための必須物に、一の現実的な生産条件に発展する。生産場所における資本家の命令は、いまや、戦場における將軍の命令と同様に必要かくべからざるものとなる。……ヴァイオリンの独奏者は自分で自分を指揮するが、オーケストラは指揮者を必要とする。指導・監督および媒介といふかかる機能は、資本に従属させられた労働が協業的となるや否や、資本の機能となる。資本の独自の機能として、指導といふ機能は独自の特徴を受けとる。」(資本論第一巻第十一章、前掲799~800P、傍点は原文)。
- (15) 資本論第一巻第五章第一節、前掲493P、傍点は原文。
- (16) 尙「商品世界の物神的性格」につき資本論第一巻第一章第四節、前掲252~4P参照。
- (17) 「生産関係の物質性」につき、昭和廿三年六月二十八日白揚社版・永田廣志氏・唯物史観講話227~9P参照。
- (18) 資本論第一巻第五章第一節の言、前掲494P。かくてマルクスは註(11)に示した論定につづけて「だから、この過程の生産物は、彼の葡萄酒管における醱酵過程の生産物と全く同じやうに、彼に属する。」として、労働の「生産物は資本家の所有物であつて、直接的生産者たる労働者の所有物ではない。」ことが、労働過程の前示の性質から生ずる独自の現象なる旨叙述する(前掲同所同頁及びその前頁、傍点は原文)が、我々の場合、この点が法的に分析されねばならぬ、後述するところである。
- (19) ヘーゲル・前掲書六五節、前掲書106P。
- (20) (20-1)―ヘーゲル・前掲書五十節補遺、前掲書89P、(20-2)―上註五一節補遺、前掲書90P、( )は筆者が附す、(20-3)―上註六一節、前掲書100P。
- (21) 「」の部分はマルクス・賃銀労働と資本の言、前掲全集653P、傍点は原文。
- (22) 資本論第一巻第十二章第五節・前掲875P以下及び1011~4P参照。
- (23) 資本論第一巻第十三章第五節前掲1005P、傍点は原文。
- (24) 「労働者に対する機械経営の最も手近な諸影響」については資本論第一巻第十三章第三節、前掲925P以下、並びに本文の諸点については同章第五節、前掲1004~6P及び第六章参照。
- (25) 資本論第一巻第十三章第五節、前掲1001~2P、傍点は原文。
- (26) 資本論第一巻第二十二章第三節、前掲1321P、傍点は原文。
- (27) 前註同所同頁、傍点は原文。
- (28) エンゲルス・反デューリング論第三篇第二章
- (29) 永田氏・前掲書242P。

- (30) 「労働者と機械との間の闘争」につき資本論第一卷第十三章第五節(機械砂環につき同所, 前掲996P)参照。
- (31) (31-1)―資本論第一卷第十三章第四節, 前掲983P, (31-2)―上註同所, 前掲986P。傍点は原文。(31-3)―上註同所, 前掲983P, (31-4)―上註同所, 前掲984P。
- (32) 前註の末註同所同頁, 傍点は原文。
- (33) これについては主として, 前註同章第一節, 前掲892~901P参照(「」の中の傍点は原文)されたいが, 同節中特に左の点は本文前示の諸表現〔註(31)〕と相俟つて味うべきである。「機械の体系は, ……………それが一個の自動的な原動機によつて運轉されるや否や, それ自体において, 一個の大きな自動装置を形成する。」(前掲897P, 傍点は原文)。部分労働者はこの一個の巨穴なる自動装置の中に組み入れられて「いまや, 独自化された諸作業機の諸道具に轉化し, その各々は, 結合された道具機構の体系における特殊的功能のための特殊の器官を形成する。」(前掲894~5P, 傍点は原文, 傍丸印は筆者)。
- (34) この点同旨沼田稻次郎氏・労働法論序説, 148P, 正にこの点において従属性は可視的に存する。
- (35) 資本論第一卷第十三章第四節, 前掲984P, ( )を附したのは筆者, 傍点は原文。
- (36) 「自動装置そのものが主体であつて, 労働者たちは, たゞ意識ある器官としてのみ自動装置の意識なき諸器官の脇役とされており, そして後者と共に中心的動力に従属させられている。……<この>表現は, それ(労働者―筆者)の資本制的充用を・従つてまた近代の工場制度を性格づける。」(前註同章第四節, 前掲977P, 傍点は原文, 傍丸印及び<>の部分は筆者)。

追記 本稿までは労働法意識序説(1), (その二)としたが, 各号は連結しながらも, 内容的には夫々一應独立の意味をもたしめたので, 従來の(1), (その二)は(第一部), (第二部)に訂正することを断つておく。

